

News Release

令和6年6月実施 自動車共済の仕組改訂等について ～ 農業者への保障拡充に向けて「レッカー・ロード費用保障条項」を新設 ～

J A共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫）では、農業者向け保障拡充等を図るため、令和6年6月1日より、「レッカー・ロード費用保障条項」の新設をはじめとする自動車共済の仕組改訂等を実施します。

つきましては、主な改訂の内容を以下のとおりご案内します。

1. 仕組改訂等の全体像

農業者向け保障拡充の観点からレッカー・ロード費用保障条項を新設するとともに、昨今の環境変化を踏まえ、車両諸費用保障特約の保障拡充等を実施します。

また、直近の収支実績に基づき共済掛金率水準を見直すとともに、仕組改訂に伴う共済掛金率変更を実施します。

農業者向け保障拡充	環境変化等への対応
(1) レッカー・ロード費用保障条項の新設	(2) 車両諸費用保障特約の保障拡充等 (3) 共済掛金率水準の見直し (4) 所要の整備

2. 仕組改訂の内容

(1) レッカー・ロード費用保障条項の新設

- ① 農業用自動車を含む全車種を対象としたレッカー・ロード費用保障条項を新設します。この条項では、被共済自動車が事故・故障・車両トラブルにより走行不能となった場合に、走行不能となった場所から修理工場等まで被共済自動車が運搬された際に必要となるレッカー費用・陸送等費用・宿泊費用・帰宅等費用または走行不能となった場所において被共済自動車を自力で走行できる状態に復旧する際に必要となるロード費用を保障します。
- ② これまでのレッカー・ロードサービスによる作業提供に加えて、この条項により、被共済者自ら業者を手配し負担されたレッカー費用・ロード費用も保障します。
- ③ この条項は自動付帯とし、記名被共済者が法人の契約および特別割増・割引契約（資格審査契約を含みます。）に限り、任意付帯とします。

共済金の区分	お支払いする共済金	共済金額（限度額）
レッカー・ロード費用共済金	以下の費用（実費）の合計額 ・走行不能となった場所から修理工場等までご契約のお車の運搬に要した費用 ・走行不能となった場所においてご契約のお車を自力で走行できる状態に復旧するために要した応急対応の費用	15万円
陸送等費用共済金	修理または充電等を終えた後、ご契約のお車を引き取るために要した以下のいずれかの費用（実費） ・陸送車等により運搬するために要した費用 ・公共の交通手段を利用したことにより要した往路1名分の費用	15万円
宿泊費用共済金	緊急宿泊（1泊）を余儀なくされたために追加的に要した費用 ^{（注）} （実費）	1万円 （被共済者1名につき）
帰宅等費用共済金	公共の交通手段の利用を余儀なくされたために追加的に要した費用（実費）	1万円 （被共済者1名につき）

（注）飲食等に要した費用は含みません。

※ レッカー・ロード費用保障条項の新設に伴いレッカー・ロードサービスを改定し、対象車種を全車種に拡大する等、サービス内容を拡充します。なお、改定後のレッカー・ロードサービスは、レッカー・ロード費用保障条項を締結している場合にご利用いただけます。

（２）車両諸費用保障特約の保障拡充等

① 適用条件の変更

これまで車両諸費用保障特約の付加には、車両条項を付帯いただく必要がありましたが、車両条項を付帯せずとも、この特約の付加を可能とします。

② 保障範囲の拡充

自然の消耗を原因とする電氣的または機械的故障により走行不能となった場合も保障対象とします。

（注）ガス欠、バッテリー上がり、バッテリー液の消耗等、自動車の電気系統の故障または機械系統の故障を伴わない走行不能の場合は含みません。

③ 代車費用にかかる取扱いの変更

ア. 代車使用日数の起算日の変更

これまで代車使用日数は、「原則として事故日から30日間」を限度としていましたが、「原則として代車を借り入れた日から30日間」を限度に、代車費用を保障します。

イ. 自然災害時の代車費用の取扱い（新設）

- (ア) 自然災害の影響により、代車を借り入れることができないと組合が認めた場合等に、代車の代替として他の公共の交通手段を利用したときの費用を保障します。
- (イ) 自然災害の影響により、修理期間が著しく長くなると組合が認めた場合に、代車等の使用日数を通算日数（30日間を限度）で保障します。

ウ. 代車費用共済金日額の限度額の変更

これまで代車費用共済金日額は、引受限度額を1万円としていましたが、引受限度額を2万円に引き上げるとともに、用途車種ごとに選択できる限度額も変更します。

<変更後の代車費用共済金日額>

用途車種	代車費用共済金日額
自家用小型乗用車 自家用軽乗用車 自家用小型貨物自動車 自家用軽貨物自動車	3,000円、5,000円、7,000円
自家用普通乗用車 自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5t以下） 自家用普通貨物自動車（最大積載量0.5t超2t以下） 特種用途自動車（キャンピング車）	3,000円、5,000円、7,000円 10,000円、15,000円、 20,000円

④ 保障の移設

これまで車両諸費用保障特約で保障していた陸送等・宿泊・帰宅等費用は、レッカー・ロード費用保障条項で保障します。

(3) 共済掛金率水準の見直し

以下のことから、共済掛金率水準を平均で約0.3%引き下げます。

- ・直近の収支実績に基づく共済掛金率水準の変更
- ・仕組改訂に伴う共済掛金率変更

(4) 所要の整備

① 無過失事故の事故件数の取扱い

無過失事故で車両超過修理費用保障特約または車両新価保障特約を適用して共済金をお支払いする場合はノーカウント事故とするよう取扱いを変更します。

	車両条項	車両超過修理費用保障特約	車両新価保障特約
現 行	ノーカウント事故	3等級ダウン事故	
改訂後	ノーカウント事故		

② 自然災害等の事故件数の取扱い

自然災害等により車両超過修理費用保障特約または車両新価保障特約を適用して共済金をお支払いする場合は1等級ダウン事故とするよう取扱いを変更します。

	車両条項	車両超過修理費用保障特約	車両新価保障特約
現 行	1等級ダウン事故	3等級ダウン事故	
改訂後	1等級ダウン事故		

③ 不正アクセス等に起因する事故の取扱い

第三者による不正アクセス等に起因する事故が発生し、被共済自動車の運転者等に過失がなかったことが確定した場合、事故全体をノーカウント事故とするよう取扱いを変更します。

	車両条項	被害者救済費用保障特則 (対人・対物)	自損事故特則
現 行	ノーカウント事故		3等級ダウン事故
改訂後	ノーカウント事故		

J A共済連では、引き続き、組合員・利用者を取り巻く環境の変化に対応し、社会的要請に応えるとともに、組合員・利用者のニーズを反映した仕組みの開発を行ってまいります。

以 上